

添付法令資料 4 :

ベトナム地方政権組織法（目次）
25.06.16 可決 法律第 72/2025/QH15 号／25.06.16 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 7 条）
- 第 2 章 行政単位の組織、行政単位の設立、解散、合併及び分割並びに行政単位の境界調整及び改名（第 8 条ないし第 10 条）
- 第 3 章 各級地方政権の権限の画定（第 11 条ないし第 14 条）
- 第 4 章 地方政権の任務及び権限
 - 第 1 目 省における地方政権の任務及び権限（第 15 条ないし第 17 条）
 - 第 2 目 都市における地方政権の任務及び権限（第 18 条ないし第 20 条）
 - 第 3 目 社における地方政権の任務及び権限（第 21 条ないし第 23 条）
 - 第 4 目 坊における地方政権の任務及び権限（第 24 条ないし第 26 条）
 - 第 5 目 特区における地方政権の任務及び権限（第 27 条及び第 28 条）
- 第 5 章 地方政権の組織及び活動
 - 第 1 目 人民評議会の組織及び活動（第 29 条ないし第 38 条）
 - 第 2 目 人民委員会の組織及び活動（第 39 条ないし第 43 条）
- 第 6 章 行政単位の境界を変更する場合その他の特別な場合における地方政権の組織（第 44 条ないし第 50 条）
- 第 7 章 施行条項（第 51 条ないし第 54 条）